

令和5年11月30日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員
與那覇沙姫 印

一般質問通告書

第530回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質問要旨	答弁を求める者
<p>1 これからの読谷村について</p> <p>(1) 第2期読谷村ゆたさむら推進計画の基本的な考えの中に、この計画は今後の人口ビジョンを踏まえて策定しているのと明記されている。2040年の人口将来展望数は45,495人、2060年の人口将来展望数は約44,500人となっているが、この推計に増減の変化はあるのか。あればどのような変化なのか。人口増加を予測する要因・人口増加に期待することは何か。</p> <p>(2) 2040年・2060年の予測される母親の年齢階級別人口の推移と、令和5年度の11月時点の母親の年齢階級別人口は。</p> <p>(3) 2040年・2060年の出生数の予測は。</p>	
<p>2 保育教育をすべての子どもたちへ</p> <p>(1) こども誰でも通園制度が2024年度に本格的な実施に向けて、2023年5月～2024年3月まで30の自治体が国の助成を受けてモデル事業を展開している。政府が想定しているは「定員に空きのある園」となっているが、モデル事業を行なっている宇都宮市ようとう保育園は空きのない園であるが、社会問題（一時預かり保育・休日・祝日の預かり・親と子の居場所づくり）に関心があり取り組んできたということと、「こどもまんなか社会」が打ち出されてから保育士と意識の共有を図ってきたことで、こども誰でも通園制度のモデル事業に手を挙げ、どうやったら仕組みを整えていけるか模索しながら、この事業の重要性を理解している。本村の「こども誰でも通園制度」についての見解は。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>(2) 乳幼児期の質の高い保育教育の補償と、未だに多くの母親が担わされている子育て環境からくる育児不安やストレス、虐待などの社会問題について行政ができる策はなんだと考えているのか。</p> <p>(3) 夫婦で家事育児をするために男性の働き方も考え、変えていこうというのが現代社会の流れであるが村長・教育長の考えは。</p>	
<p>3 認定こども園について</p> <p>(1) 本村として、人格形成の一番大事な乳幼児期の子どもの育ちを、子どもの権利・子どもの最善の利益としてどう捉え、こども園の整備計画を実行していこうと考えているのか。また、その子どもの権利・子どもの最善の利益の視点から、認定こども園の拡充と企業参入について本村はどのように対応していくのか。</p> <p>(2) 障がい児の保育に関して児童福祉法により、市町村は「保育を必要とする」子どもを保育所で保育する責任があるのに対し、認定こども園や地域型保育（小規模保育）は事業者との直接契約であり、正当な理由がない限り施設に応諾義務が課せられることになっている。障がい児の公定価格のようになるのか。また、「不当な理由」が障がいということが理由になってしまわないよう障がい児保育・気になる子の受け入れについての入所承諾を明確にする必要があるとはずだ。障がい児保育の指針や計画のようなものを村は作成する必要があるのではないか。村の見解は。</p> <p>(3) 読谷村北保育所が民間移行の際、北保育所で勤務していた嘱託保育士は、わかたけ北保育園で採用されたはずだが、その時の保育士は正規採用となったのか、非正規採用だったのか。内訳は。</p> <p>(4) こども園移行の全園の保育者数（公立保育所・認可保育所・公立幼稚園・私立幼稚園・公立認定こども園・法人の認定こども園）の内訳は。</p> <p>(5) これからの保育整備の計画の中で、公の保育所・幼稚園・こども園はどうなるのか。公の保育所・保育教育行政の役割とは何だと考えているのか村長・教育長の見解は。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>4 PFASの存在を住民に知らせ、村民の健康を守り、子どもたちの未来につなげるためにも疫学調査や条例づくりを求める</p> <p>(1) 令和5年7月環境省のPFASに対する総合戦略検討専門家会議「PFASに関する今後の対応の方向性(案)」と令和2年6月環境省水・大気環境局水環境局の「PFOS PFOAに関する対応の手引き」より、PFOS PFOAが検出された場合は、ばく露防止の取り組み実施することが望ましいとあるが本村の住民や、特に体表面積の小さい子どもたちへのばく露についてどう考えているのか村長の見解は。</p> <p>(2) 長浜ダム土地改良区の調査結果が基準値内であったということだが、基準値が下回っていたら安全なのかその見解は。</p> <p>(3) 環境省の「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」によると、「超過地点における対応の項目があり、そこには「日頃から井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報の収集・整理に努めることが望ましい。」とある。他にも追加調査の実施について「ばく露防止の取り組みを確実に実施するためには、特に飲用に供する水源がある地域において、必要に応じて調査範囲を拡大し、追加的な調査の実施を検討することが考えられる」とのことだが、比謝川・長田川これらの水源はどの川、海、井戸に繋がっているのか全て把握しているのか。</p> <p>(4) 本村の井戸の数の名称、川の数・名称は。</p>	